

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和3年2月5日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアモリ亘理逢隈店

亘理郡亘理町逢隈高屋字柴北166番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

3 市町村の意見の概要

(1) 騒音

騒音問題への一般的対策で、夜間発生の騒音レベル最大値が基準値を超過するが、周辺に保全対象となる建物がないため、特になしとのことである。

岩地蔵排水路西側の農地は農業振興地域内の白地であり、農地転用可能な区域となっている。そのことから今後、開発によって居住者が出てきた場合、店舗から最も近い民家が出てくる可能性がある。

将来そのようになったとし、居住者から町へ苦情があった場合、報告、相談をさせていただくことや、協力依頼することがあるので、ご了解いただきたい。

(2) 廃棄物

廃棄物の処理について、毎日収集業者へ処分委託されるので、収集業者と十分な打合せをされ、廃棄物の適正処理に努めていただくようお願いしたい。

(3) 街並みづくり

屋外照明・広告塔照明の計画と光害対策で、屋外照明、広告塔照明の配置が未定となっている。今後、計画及び設置にあたっては、十分な光害対策を講じるようお願いしたい。

(4) その他

町民より想定外の苦情が町へ申し出される場合がある。その際は報告、相談をさせていただくことや、協力依頼することがあるので、ご了解いただきたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター及び亘理町役場

6 縦覧期間

令和3年2月5日から令和3年3月5日まで（ただし，閉庁日を除く。）